

# 戦略的省エネ促進事業

この事業は、省エネの促進を図るため、道内の事業者が行う省エネ技術等の導入可能性調査の取組に対し、支援を行います。

## ◆ 対象となる方

- 省エネ技術等導入可能性調査事業（節電を含む）
  - ① 道内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（NPOを含む）
  - ② 道内に主たる事務所又は事業所を有する小規模企業

### ○小規模企業とは？

戦略的省エネ促進事業費補助金における「小規模企業」とは、常時雇用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者をいいます。

## ◆ 対象事業

- 省エネ技術等導入可能性調査事業（節電を含む）
  - ・モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業

### <対象事業例>

- 電力需要監視装置を活用した飲食店のエネルギーの見える化
- ヒートポンプを活用した農業用ハウスの省エネ化可能性調査
- 製造業における排熱の有効活用など、省エネ技術の活用可能性調査

## ◆ 補助対象経費・補助率

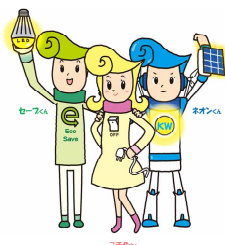
補助対象経費	補助率	上限額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2以内	300万円
	ただし、小規模企業は、補助率2/3以内（上限額100万円）の適用を受けることができます。	

## ◆ 申請等

- ・申請に当たっては、平成30年5月18日（金）までに事業計画書を提出いただき、審査により採択事業を選定します。

## ◆ ホームページURL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/senryaku.htm>



### <事業計画書の提出先・お問い合わせ先>

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室  
省エネ・新エネグループ（担当 鍋島）  
TEL (011) 204-5319